一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線
三　事業施行期間　自平成二十六年十二月一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都町田市相原町字郷路、相原町字吉川及び相原町字中ヶ谷戸地内
使用の部分　東京都町田市相原町字吉川地内

○近畿地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
田辺市下呂字裏代九八五番五から同市下万呂字裏代九八五番一三まで	前	三五・六六～四六・七〇メートル	一〇・〇五四キロメートル
	後	二〇・八九～四二・二五メートル	一〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号及び九号　宇部市大字瓜生野字下河内四九一番一から同市大字瓜生野字松原六八八番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月一日

○九州地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十七号及び三百二十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立一八八六番一から同県菊池郡大津町大字瀬田字上砂蓋一七五番二まで	前	三五・四〇～一一五・二〇メートル	〇・八五〇キロメートル
	後	二二・八〇～五〇・五〇メートル	〇・八五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び三百二十五号	熊本県菊池郡大津町大字瀬田字上砂蓋一七六番一四から同町大字瀬田字千束平二一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月一日

○北海道開発局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号及び二百七十六号	北海道寿都郡黒松内町字北作開一九〇番から同町字北作開一七二番二地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十七号	北海道空知郡南富良野町字金山上川南部森林計画区上三南部森林管理署一〇七六林班ろ小班地内	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	北海道沙流郡日高町字日高五五九番二地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年十二月一日

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月1日　近畿地方整備局長　森　昌文

1　処分をした年月日　平成26年4月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ピコ・エイダ　堀　武　大阪府大阪市北区天神橋1―15―7　国土交通大臣許可（般―24）第8449号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年4月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月1日　近畿地方整備局長　森　昌文

1　処分をした年月日　平成26年6月9日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オヴラード・サービス株式会社　小倉　権　京都府京都市右京区西京極東向河原町5　国土交通大臣許可（般特―23）第11152号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年6月9日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。